

平成30年度税制改正に関する要望

2017年9月15日

一般社団法人 日本化学工業協会
会長 石飛 修

世界経済が協調から分断への政治的なリスクを伴いながらも堅調な成長を続けている一方で、わが国経済においては、消費が伸び悩み、経済を牽引する新しい成長産業がまだ見えない中で、低いながらも安定した成長を続けています。また、化学産業においては海外での成長を取り込みながら、安定した為替や原油等の原料動向と過去からのコスト構造改善の継続的な努力により、比較的堅調な企業業績をあげています。

今後、わが国経済にとって、未来投資戦略2017に示されている通り、新しい産業の創出に向けてIoT、AIを活用した「Society 5.0」を実現していくことが、中長期的な成長のために必要であります。そのためには、各産業が複雑に連関する変革の時代において、今後の企業が進むべき道筋に対し、特定分野に偏重した政策ではなく、全体的な企業活動を支援し、強化、後押しすることが必要であると考えます。

また、化学産業は、わが国経済を支える基盤産業であるとともに、地球温暖化など地球規模の課題を解決に導くソリューションプロバイダーであり、その成長を通じて持続可能な社会に向けて貢献できるものと考えます。こうした役割を果たすためにも、化学産業において基盤となる高い技術開発力と生産現場力を一層強化していくことが必要であります。

税制においては、制度として他国に劣るものを見直し、イコールフットイングを早期に実現するとともに、今後の企業が成長するための設備や人材への投資に対する支援をお願いいたしたく、下記の通り平成30年度税制改正に対して要望いたします。

記

<重点要望項目>

1. 生産性向上を目指した設備投資を促進する税制の整備

わが国経済の一層の発展に向けては様々な分野でのイノベーションが必要であり、それには、先進的な課題に対する施策だけでなく、基盤となる技術の高度化やインフラ整備など常に基礎的な部分への改良と投資が伴うものである。化学産業において今後想定される取り組みとしては、IoT、AIの活用に関わるものとして物流も含めた生産効率の向上や安全対策高度化のための設備（老朽化）更新が考えられる。そしてそのほかにも、働き方改革に関わる合理化、地球温暖化対策、オープンイノベーションのための研究投資、業界再編のためのM&Aなど必要とされる投資は多種多様に

わたる。更に、イノベーションの実現にはスピード感と試行錯誤が必要であり、企業がそれを担い、実現していくためには体力が必要となる。企業が活力を維持しながらも投資が促進されるよう、以下の支援をお願いしたい。

(1) 生産性向上を目指した設備投資促進税制の創設

平成28年度末に終了した、従前設定された生産性向上設備投資促進税制の対象範囲にとどまらず、新增設、安全対策向上を含めた老朽化対策、合理化・省力化、省エネ・環境規制対応、研究開発のための設備投資といった中長期的に幅広く生産性の向上に寄与する設備投資に対して、10%の税額控除又は即時償却の措置を講じていただきたい。また、その際には、設備投資は意思決定から完工までの期間が長いことを考慮し、税制措置の期間を定めることのないよう要望する。

(2) 償却資産税の見直し、軽減

ここ数年の改正に見られるような中小企業への支援にとどまらず、また期限を限定せず、償却資産税の見直しを要望する。少なくとも、機械装置や研究開発設備を対象とした償却資産税の廃止や評価額の最低限度としての残存価額（5%）の廃止を早期に要望する。

(3) 事業所税の見直し

資産割りにについては投資促進に逆行し、従業員割りにについては所得拡大に逆行することから、廃止を含む抜本的な見直しを要望する。

2. 人材への投資を促進する税制の整備

人口が減少し、高齢化が進む中で、人材を確保し労働生産性を向上させることは、わが国の産業が発展し経済の好循環を生むために一層重要となる。多様な人材や働き方に対応できる賃金体系や労働環境の整備だけでなく、ワークライフバランスを充実させる施策を企業が行う上で、体力を損なうことなく、長期にわたる対応をできるよう、支援をお願いしたい。

(1) 所得拡大促進税制の維持

企業の活力を向上させる従業員の給与水準の引き上げに対し、企業の体力を補う本制度は有意義であり、現状の所得拡大促進税制の年限を延長し、継続して維持していただきたい。

(2) 労働生産性向上、労働環境の整備に資する投資への支援

働き方改革が求められる中で、働き易さのための合理化投資や福利厚生施設の設置、充実は、企業が多様な人材を確保し成長を続けていく上で重要な施策であり、金額の多寡や期間を限ることなく、第1項で既述した設備投資促進税制の創設による支援を望む。

3. 実質的な減税による企業の競争力強化

数年にわたる法人実効税率に関する改正に関して、都度、代替財源が確保されることは税負担項目が変わるだけで、産業界にとって何ら競争力の向上やイコールフットイングの実現に寄与していないのが現状である。財政再建の方針の下、特定の税体系の中だけで調整することには限界があり、より大きな枠組みの中での税制の再構築をすべきと考える。少なくとも、個々の税体系の是非の議論もなく、安易に課税ベースが拡大されることに反対する。

法人実効税率に関しては、各国が国内産業の育成と対内投資拡大を目的に引き下げる方向にあり、わが国においても、事業環境を真の意味で整え企業の国際競争力を強化するために、代替財源を求めることなく、実質的に国際的なレベルである25%程度まで早期に引き下げていただきたい。

4. 地球温暖化対策税の抜本的な見直しおよび地球温暖化対策を促進する支援

パリ協定に基づく温室効果ガスの排出削減目標を達成し、持続可能な社会を実現していくために、省エネルギー、CO₂排出削減は、産業界だけでなく社会全体として取り組むべき課題である。化学産業としても社会的使命として強力に推進していく上で、以下を要望する。

(1) 地球温暖化対策税の抜本的な見直し

地球温暖化対策税は、企業の事業運営基盤となる国際競争力を阻害し、ひいては企業の活力を削ぐものである。国際的なイコールフットイングが実現され、技術革新のための設備投資、研究開発投資の力を産業界が蓄えるためにも、地球温暖化対策税について廃止も含めた抜本的な見直しが必要である。

(2) 地球温暖化対策を推進する投資への支援

地球温暖化対策に関して各産業、各企業での取り組みが活発になる中、今後も一層の試行錯誤が必要となる。特定事業に対する補助金助成だけではなく、幅広くCO₂排出削減につながる研究、実証プラント設置、設備投資に対して第1項で既述した設備投資促進税制の創設による支援を望む。

5. 石油化学製品製造用原料に対する揮発油税・石油石炭税の本則非課税化

輸入石油化学原料などに対する石油石炭税の免税措置は、平成24年度税制改正より、租税特別措置法における期限の定めが無く、「当分の間」延長されている。

しかし、原料用途に課税されている諸外国の例はなく、一旦課税されれば海外とのイコールフットイングにおいて著しい不利益を被ることとなる。そのため、揮発油税などの免税措置と合わせ、石油化学製品の製造用の引取りに係る石油製品（ナフサなど）とコークス製造用石炭の石油石炭税の免除・還付について、租税特別措置法ではなく、本則での恒久化を図るべきである。

<継続要望項目>

1. 研究開発促進税制の拡充

本制度は平成29年度税制改正において大幅な見直しが行なわれたところであるが、元来、企業にとって研究開発は、イノベーションを可能にし、収益、国際競争力の源泉となることで企業の持続的な成長に重要であると同時に、その技術の蓄積と向上は日本の産業構造の変革と成長戦略にもつながるものである。しかし実際の成果が出るまで長期にわたることに加え、その対象は新規製品（事業）だけではなく、既存の製品（事業）に対しても継続的な開発が必要であり、更に、基礎研究のほか、環境技術や生産技術の向上など、その範囲は非常に幅広い。従って研究開発の維持、拡大には企業にとっては体力が必要であり、政策的な支援を行うことによって一層推進されるものである。特に、基礎的な環境技術や生産技術の向上は社会全体としてのインフラ基盤ともなり得、産業界の枠を超えて、幅広い貢献が期待できるものである。

研究開発が企業にとっても、わが国産業の発展にとっても重要でありながら、未だ本制度は国際的に見劣りすることから、引き続き、控除上限をなくし、また繰越期限を10年に設定するなど、一層の改善を図っていただきたい。

2. 国際課税に関わる税制の整備

(1) 移転価格税制の改善

①改善要望項目

- 国外関連者となる資本関係を現在「50%以上」としているが、「50%超」とすべきである。
- 租税条約締結国との間での課税については、相互協議後の更正となるような制度化をすべきである。
- 国外関連者に対する寄付金を移転価格税制の対象とすべきである。現行通りとするならば、少なくともその区分を明確にするべきである。
- 国外関連者との取引価格が独立企業間取引価格を基に増額更正された場合、他年度における状況によっては、当該年度の減額更正の対応もなされるべきである。
- 移転価格文書の具備については、外部調査会社に委託するなど高額のコストがかかることが実情であり、中小企業でも簡易に適正な対応が可能な措置をとるべきである。

②促進要望項目

- 相互協議が有効に行われるようアジア各国との間の体制整備の加速をお願いしたい。
- 国税庁の参考事例集の整備充実を図っていただきたい。

(2) 租税回避防止対応の簡素化

- B E P Sプロジェクトをはじめ国際的な租税回避に対応する措置が進められており、公平・公正な競争条件の観点においては望ましいことであるが、その対応が目的を超えた課税強化や制度全体の複雑化を招き、過度な事務負担とならないよう十分な配慮をお願いしたい。
- 平成29年度税制改正において、外国子会社合算税制が見直されたが、主要国が法人税率を引き下げ中、その判定における租税負担割合（20%未満）は基準として高く、引き下げもしくはホワイトリスト方式の併用など、一段の事務負担軽減を検討願いたい。

3. 組織再編税制の適用要件の緩和

組織再編などによる抜本的な構造改革が日本経済にとって重要であることは次項でも述べる通りであるが、企業が柔軟に事業構造を変化させられるよう、取り得る選択肢を広げ、早期に事業成長につなげていく事が肝要である。その観点から以下の2点を要望する。

(1) LLPの活用環境の整備

現行の組織再編税制は、共同新設分割による組織再編を行う場合、新設分割承継する者は「法人」に限られるため、仮に共同事業要件などを満たしていたとしてもLLPは対象外となっており、現物出資の際に簿価での移転ができないなどの弊害がある。

化学業界では、コンビナートを通して近隣の企業との連携による事業の再編も選択肢としているが、基本的な要件は満たしていてもLLPに法人同様の優遇税制が得られないことは公平感を欠き、再編に向けた選択の幅を狭めるものである。

こうした弊害を速やかに取り除くべく適用要件の緩和を要望する。

(2) LLCの活用環境の整備

事業を共同再編するにあたりLLCなどの活用が企業で検討され得るが、外国ではパススルー課税を適用することにより、これらを支援促進する税制を有する場合がある。無制限に適用することは困難であると思われるが、雇用の維持、事業の再生、産業構造の高度化に資するなどの国策にかなう場合は、個別申請に対して特例認定をした上で適用するなど、企業の事業再編を促進する枠組みとして検討願いたい。

4. 連結納税制度の適用要件・加入時の時価評価規定の緩和

日本経済の再生、産業の競争力強化のためには、個別企業においても企業買収による事業拡大や組織再編などによる抜本的な構造改革が必要である。連結納税制度を一

層活用し易くすることで、グループ再編、事業再編を促進することが望まれる。

については、連結子法人の連結グループへの新規および途中加入時の時価評価規定や繰越欠損金の持込制限が、結果として企業買収や組織再編を阻害している実情を踏まえ、以下を要望する。

- (1) 時価評価制度に関して、平成29年度税制改正において一部の資産は除外されることとなったが、帳簿価額に関わらず、時価評価課税を廃止していただきたい。
- (2) 設立時から100%子法人であった連結子法人の特定連結欠損金について、連結納税グループ全体の所得から控除できるようにしていただきたい。このことは分社化による新事業に対して事業創生期の負担を税制面で支援することになり、事業創出を促すインセンティブとして有用であると考えられる。

5. 減価償却制度の見直し

- (1) 減価償却制度における損金経理要件（法人税法31条1項）の撤廃
企業が会計基準を選定するにあたっての制約とならないよう、損金経理要件の撤廃を要望する。
- (2) 一括償却資産制度の3年均等償却制度の廃止
少額減価償却資産の取得価額基準を20万円未満に戻し、一括償却資産の3年均等償却制度を廃止することを要望する。

6. 法人税における二重課税の排除および事務負担の軽減

- (1) 受取配当金に対する二重課税を排除するため、益金不算入額を100%とすることを要望する。併せて、事務負担の軽減の観点から持ち株比率1/3超の株式からの配当についての負債利子控除の廃止も要望する。
また、外国子会社からの配当の益金不算入額に関しても現行の95%ではなく、100%としていただきたい。
- (2) 国際間においても、国内においても、親子間配当に係る源泉徴収を免除していくことを要望する。これにより、納税・徴税双方の事務負担軽減を図っていただきたい。
- (3) 外国税額控除制度における繰越期間（限度超過額、控除余裕額）の3年から5年への延長を要望する。

7. 欠損金の繰越控除要件の緩和

現行の繰越控除制度は、国際的なイコールフットィングの面で乖離が非常に大きい状況となっており、特段の制限を設けずに、繰越期間を無期限とすることを要望する。

8. 消費税申告にかかる改善

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れなどの税額の全額を仕入税額控除する制度に関して設けられた課税売上高による制限を撤廃し、大企業を含めた完全適用を要望する。

また、法人税の確定申告を延長した場合における申告期限の不整合については是正を図っていただきたい。

9. 税法と企業会計の調和

一般に公正妥当と認められる会計処理の基準によって求める期間損益の額は、法人税法においても尊重されており、実務を簡素にするという意味からも重要な意義を持つ。従って、法人税法の改正にあたっては企業会計の基準を十分に尊重し、税法が企業会計とできる限り乖離することのないよう配慮されたく、以下の2点を要望する。

(1) 収益認識会計基準開発、減損会計への対応

企業会計基準委員会において収益認識会計基準の開発が進められており、今後のその適用に即した税制の見直しや、減損会計により計上される減損損失の損金算入など税制面における柔軟な対応により事務負担が軽減されるようお願いしたい。

(2) 貸倒損失の損金算入要件の緩和

貸倒引当金の繰入限度額適用の法人が限定され、一般的に企業会計上の貸倒損失の計上時期と税務上の損金算入時期に大幅な乖離が生じることとなった。貸倒損失の損金算入要件を緩和し、部分貸倒れなどを認めるべきである。

以上